

参考様式4

本寺地区 地域農業マスターPLAN(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	令和3年3月25日	
対象地区名(地区内の集落名)		
本寺・駒形、若井原、横森、矢櫃、市野々原		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	308.45	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	227.73	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	71.44	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.93	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.57	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本寺・駒形地区は、骨寺村莊園遺跡の集落として、国の重要文化的景観に指定されており、中世から続く曲線的な土水路や小区画のほ場という水田景観を保全するため、稻作を継続していく必要がある。 効率的な営農が難しい中、現在の担い手や地域の協力により耕作放棄地は発生していないが、将来に向けて営農継続の仕組み等検討が必要である。
若井原地区は、担い手はいるが、リタイア分の耕作をすべて担い手に任せるとなると、畦畔が多く草刈が大変なので基盤整備が入らなければ難しい。現状のままでは、将来的に農地の維持が難しくなってくる。
横森地区は、5年~10年後は引き続き耕作可能な人が多いが、後継者が少ないため、将来的に担い手不足により農地の維持が難しくなってくる。 農地は比較的平坦ではあるが、小区画ほ場が多いため、作業効率が悪い。 當農組合で、耕作できなくなった人の農地で大豆栽培をしているが、条件の悪い農地が多いので収量があがらず所得につながらない。
矢櫃地区は、5~10年後も引き継ぎ農地を維持できる人が多いが、現状以上の規模拡大となると難しい。現在使用している機械の更新が必要となれば農業をやめるという意見も多く、将来的に農地の維持が難しくなってくる。

市野々原地区は、農地はあるが、集落に住んでいない経営体の割合が多く、農地の維持に苦慮している。 担い手や後継者も規模拡大は難しく、将来的に農地の維持が難しくなってくる。

本寺地区全体として、鳥獣、特にイノシシによる農作物被害が拡大しており、水稻やいも類の食害や踏みつけ、農地・農道の掘り返しなど、営農意欲の減退にもつながっている。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本寺・駒形地区については、中心経営体である認定農業者8経営体と基本構想到達者、今後育成すべき農業者を中心、中山間地域等直接支払交付金協定組織、多面的機能支払交付金活動組織と連携し、農地の保全に努めていく。

若井原地区については、中心経営体である認定農業者2経営体を中心に中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。

横森地区については、水田は中心経営体である認定農業者2経営体を中心に、畑作物については営農組合を中心に中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。

また、基盤整備を検討し、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

矢櫃地区については、水田は中心経営体である認定農業者1経営体を中心に、畑作物については営農組合を中心に中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。

市野々原地区については、中心経営体である認定農業者1経営体を中心に中山間地域等直接支払交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努める。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 地域での共同取組活動の維持

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農道、水路の整備や草刈等を行っている。今後も共同取組活動を継続し、これまで培ってきた地区内外のコミュニティ活動を維持しながら、耕作放棄地の発生防止や農業生産の維持を図っていく。

(2) 鳥獣被害防止対策の取組

地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や狩猟免許の取得促進などに取り組む。

(3) 組織化の検討

本寺・駒形地区については、担い手による農作業受託が進んでいるが、担い手が地域の農地を集約していくためには、効率的な営農ができる環境が必要であり、そのための手段として、組織化を検討する。

(4) 地域特産物等の栽培・販売

本寺・駒形地区については、特産品である南部一郎かぼちゃの栽培及び加工品の販売や骨寺莊園米のオーナー制の取組を継続する。

若井原地区については、中山間地域等直接支払交付金を活用した取組みの一環として、高収益作物の導入について検討する。

(5) 基盤整備の検討

中心経営体の確保、農地の集積・集約化を進めるためには、効率的に作業ができる環境を整えることが必要であり、整備可能な集落については、基盤整備の取組について検討する。

(6) 農業用水の確保

農業用水を安定的に確保するため、用水路、ため池等を長期的に維持できるよう、維持管理方法について、検討する。

(7) マスタープラン話合いの継続

マスタープランの実践のためには、話合いの継続は重要であり、各地区において、様々な話合いの機会を利用しながら、マスタープランに係る話合いを継続する。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法 人
① 認定農業者	14 人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	1 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	3 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	115.94 ha	308.45 ha	38 %
今後	127.51 ha	308.45 ha	41 %